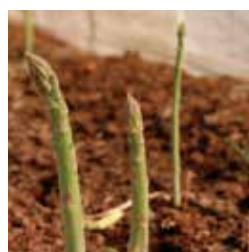


JA岡山営農振興支援事業のご案内

当JAでは、管内農業の営農振興を目的として、令和2年度も継続して農業生産コストの低減や生産拡大に取り組まれる農家を支援する事業を実施いたします。

この事業は、平成28年度に創設した「営農振興対策積立金」の活用によるもので、いずれも当JA独自の取り組みです。

「営農振興計画」の取り組みの中で、令和2年度も同事業を実施します。奨励内容については、令和元年度事業を継続し、農家所得の向上につながるメニューとしています。より多くの組合員の方からのお申し込みをお待ちしています。



【事業・奨励概要】★行政や関係機関が実施する補助事業等との併用可

■対象期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日

■奨励方法：当JAへの申請により、取組実績確認後、申請者本人口座へ奨励額を交付

■その他：奨励対象②・③・④・⑤については、**税抜※購入額に対する奨励となります。**

①生産拡大に対する奨励

園芸振興品目等、販売を目的とした生産（面積）拡大に取り組む組合員への奨励
組合が対象とする品目の面積拡大10aあたり3,000円～80,000円

②果樹苗木購入に対する奨励

当JAで果樹苗木（1品種3本以上）を購入された組合員への奨励
組合が対象とする品目の苗木購入額（税抜※）の10%（100円未満切捨）

③栽培施設・生産資材に対する奨励

当JAで栽培施設もしくは生産資材を購入された組合員への奨励
購入額（1回10万円以上・税抜※）に対して一律3%（1世帯100万円上限・100円未満切捨）

④暗渠パイプ購入に対する奨励

当JAで暗渠等排水対策資材を購入された組合員への奨励
購入額（10万円以上・税抜※）に対して10%（1世帯10万円上限・100円未満切捨）

⑤農産物への鳥獣被害防止に対する奨励

当JA管内の農作物を作付けしている農地に設置する鳥獣被害防止のための施設・器具等を
当JAで購入される組合員への奨励（鳥獣被害防止対策資材：金網フェンス・トタン等）
購入額（1万円以上・税抜※）に対して10%（1世帯3万円上限、1組織30万円上限・100円未満切捨）

【事業内容など詳細についてのお問い合わせ先】

各営農センターまたは営農部・指導課（TEL：086-225-3224）